(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a　要介護１	767単位
b　要介護２	870単位
c　要介護３	1,006単位
d　要介護４	1,091単位
e　要介護５	1,176単位

注１　（略）

２　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)、(8)から(12)まで、(14)、(15)及び(18)は算定しない。

３　（略）

４　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

５～７　（略）

８　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(17)を算定している場合は、算定しない。

９～13　（略）

(5)　（略）

(6)　退院時指導等加算

(一)　（略）

(二)　訪問看護指示加算	300単位

注　（略）

(7)　（略）

(8)　低栄養リスク改善加算	300単位

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から６月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

(二)　ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a　要介護１	767単位
b　要介護２	870単位
c　要介護３	1,006単位
d　要介護４	1,091単位
e　要介護５	1,176単位

注１　（略）

（新設）

２　（略）

３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

４～６　（略）

７　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(16)を算定している場合は、算定しない。

８～12　（略）

(5)　（略）

(6)　退院時指導等加算

(一)（略）

(二)　老人訪問看護指示加算	300単位

注　（略）

(7)　（略）

（新設）